

～蒲郡市国民健康保険に加入の方へ～



もうお済みですか？

特定健診



「特定健診」は、40歳から74歳の加入者の方を対象に、生活習慣病の予防を目的とし、メタボリックシンドロームのリスクのある方を見つける大切な健診です。

対象の方へは、5月から7月にかけて受診券をお送りしました。受診期限が切れた方へは、期限延長のハガキも送付しました。今年度、まだ受診していない方は早めの受診をお願いします。

市内の指定医療機関で3月15日(木)まで受診できます。

無料
です

受診に必要なもの(受診の予約は直接医療機関へ)

- ①受診券(期限切れでも可)
- ②期限延長のお知らせハガキ
- ③国民健康保険の保険証

受診券の再発行については、
保険年金課へお問い合わせください
☎66♦1103

国民年金からのお知らせ

保険年金課 ☎66♦1101
豊橋年金事務所 ☎0532♦33♦4118

◆新成人のみなさん おめでとうございます ～20歳になったら国民年金～

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。(厚生年金・共済年金に加入している方、または会社員・公務員に扶養されている配偶者は除く)

収入などがなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料免除制度があります。

国民年金の3つのメリット

- ①老後を支えます(老齢基礎年金)
- ②病気やけがで障がいの状態になったときに支えます(障害基礎年金)
- ③加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支えます(遺族基礎年金)

◆国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は、日本年金機構から送付する納付案内書などにより、毎月の保険料を翌月末までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替の利用をお勧めします。口座振替にすると、毎月納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。

また、口座振替には、割引のあるお得な振替方法(早割・一年前納・半年前納)もあります。

口座振替を希望される方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、金融機関へお申し出ください。(口座振替申出書は、豊橋年金事務所または保険年金課にもあります。)